

施策 4

良好な港湾環境の形成



展開1 水域の適正な管理

放置艇による問題を解決するため、関係機関や利用者との調整、係留保管場所の確保及び地域の実情に照らした規制によって、名古屋港の水域の適正な管理に取り組みます。



展開2 港湾における環境負荷の低減及び自然環境保全

名古屋港管理組合業務や港湾物流における温室効果ガス排出量を削減するため、環境負荷の低減や自然環境保全に取り組むとともに、PR活動を実施します。



展開3 長期的・安定的なしゅんせつ土砂処分場の確保

港内で発生するしゅんせつ土砂の処分場の確保を進めるとともに、廃棄物処理に関わる埋立地の整備を引き続き進めます。



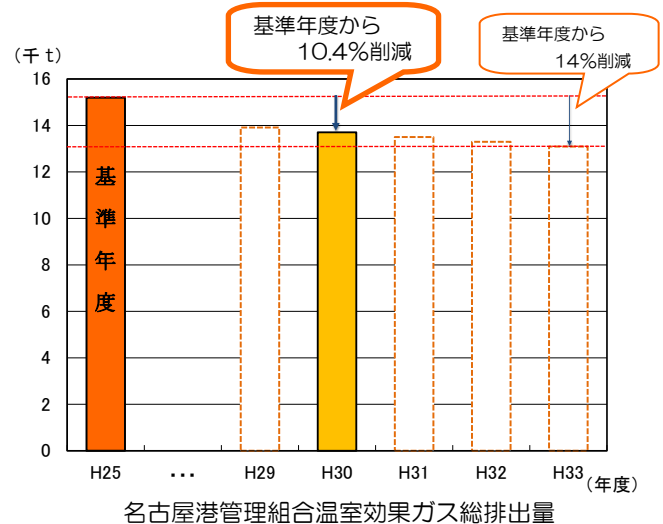
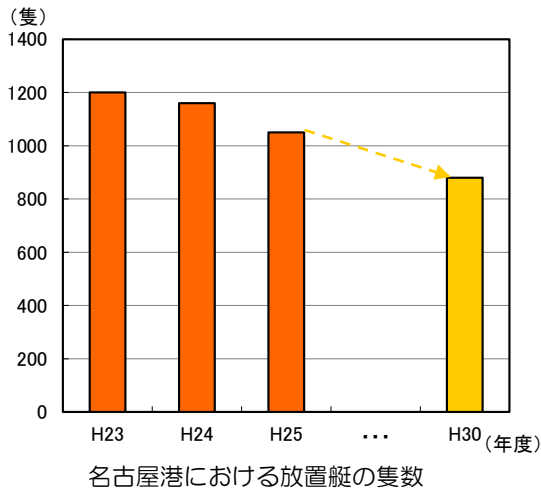
成果目標

指 標	初期値 ^{注)}	目標値(平成30年度)
放置艇の隻数	1,050 隻	880 隻
名古屋港管理組合 温室効果ガス総排出量の削減率	—	10.4 %

注) 「放置艇の隻数」の初期値は平成25年度値

「名古屋港管理組合温室効果ガス総排出量の削減率」の初期値は、第4次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画^{*19)}の計画期間の初年度の平成29年度値を計上します。

* 目標値の考え方は23ページに記載



※19 第4次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された本組合における温室効果ガスの削減目標や取組を定めた計画（平成29～33年度）

主な事務事業

放置艇対策の推進

港湾区域※20 における放置等禁止区域の定期的な巡視、行政指導を行い、放置艇等を誘導・撤去します。また、「係留・保管能力の向上」と「規制措置」を両輪とする放置艇対策の検討・調整を進めます。

主な活動・ 成果指標	巡視及び行政指導を行った回数	初期値（平成25年度）	23回
		目標値（平成30年度）	36回

第4次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画を推進するため、本組合の施設・設備における事務・事業活動から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標や取組内容を設定し、引き続き、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいきます。

主な活動・ 成果指標	当該年度における温室効果ガス総排出量削減に係る目標を達成した取組項目数（全7項目）	初期値（平成29年度）	—
		目標値（平成30年度）	7項目

稲永ふ頭廃棄物埋立護岸整備事業

稲永ふ頭に廃棄物埋立護岸を整備し、背後地域より発生する一般廃棄物約10万m³や港湾施設※21の維持管理に伴うしゅんせつ土砂等約30万m³を受け入れ、都市・港湾活動が円滑に持続できるようにします。

主な活動・ 成果指標	事業進捗率（整備費換算）	初期値（平成25年度）	59.3%（累計）
		目標値（平成26年度完了）	100%（累計）

【放置艇対策の推進状況】

「新舞子ボートパーク」への放置艇誘導や規制措置などの対策を進めた結果、放置艇が減少しました。



対策後



新舞子マリンパーク風力発電施設

年間発電量：約175万kWh
（平成28年度実績）
※一般家庭約480世帯分に相当

施策
4

※20 港湾区域：港湾法で定める手続きにより、国土交通大臣又は都道府県知事によって港湾管理者の権限のおよぶる範囲として認可された水域

※21 港湾施設：港湾としての機能を果たすために必要な施設（例：航路、泊地、防波堤、岸壁、護岸、棧橋等）